第十三章　振動基準器
　第一節　構造に係る技術上の基準（第三百八十九条―第三百九十二条）
　第二節　基準器公差（第三百九十三条）
　第三節　検査方法（第三百九十四条・第三百九十五条）
第十四章　濃度基準器
　第一節　構造に係る技術上の基準（第三百九十六条―第四百六条）
　第二節　基準器公差（第四百七条・第四百八条）
　第三節　検査方法（第四百九条―第四百十四条）
第十五章　比重基準器
　第一節　構造に係る技術上の基準
　　第一款　通則（第四百十五条―第四百二十四条）
　　第二款　基準比重浮ひょう（第四百二十五条）
　　第三款　基準重ボーメ度浮ひょう（第四百二十六条）
　第二節　基準器公差（第四百二十七条・第四百二十八条）
　第三節　検査方法（第四百二十九条―第四百三十四条）
附則

（基準器の種類）

第四条　基準器の種類は、次のとおりとする。

一～六　［略］

七　圧力基準器

イ・ロ　［略］

ハ　血圧計用基準圧力計

八～十四　［略］

（基準器検査証印を付する部分）

第二十条　基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一～六　［略］

七　圧力基準器については、次の部分

イ・ロ　［略］

ハ　血圧計用基準圧力計については、本体の見やすい箇所

八～十　［略］

2・3　［略］

（基準器検査証印の有効期間）

第二十一条　法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器の種類	有効期間
一～六　［略］	［略］
七　圧力基準器	［削る］
イ　基準液柱型圧力計及び基準重錘型圧力計	四年
ロ　血圧計用基準圧力計	一年
八～十二　［略］	［略］

第十三章　振動基準器
　第一節　構造に係る技術上の基準（第三百八十九条―第三百九十二条）
　第二節　基準器公差（第三百九十三条）
　第三節　検査方法（第三百九十四条・第三百九十五条）
第十四章　濃度基準器
　第一節　構造に係る技術上の基準（第三百九十六条―第四百六条）
　第二節　基準器公差（第四百七条・第四百八条）
　第三節　検査方法（第四百九条―第四百十四条）
第十五章　比重基準器
　第一節　構造に係る技術上の基準
　　第一款　通則（第四百十五条―第四百二十四条）
　　第二款　基準比重浮ひょう（第四百二十五条）
　　第三款　基準重ボーメ度浮ひょう（第四百二十六条）
　第二節　基準器公差（第四百二十七条・第四百二十八条）
　第三節　検査方法（第四百二十九条―第四百三十四条）
附則

（基準器の種類）

第四条　基準器の種類は、次のとおりとする。

一～六　［略］

七　圧力基準器

イ・ロ　［略］

［新設］

八～十四　［略］

（基準器検査証印を付する部分）

第二十条　基準器検査証印を付する基準器の部分は、次のとおりとする。

一～六　［略］

七　圧力基準器については、次の部分

イ・ロ　［略］

［新設］

八～十　［略］

2・3　［略］

（基準器検査証印の有効期間）

第二十一条　法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

基準器の種類	有効期間
一～六　［略］	［略］
七　圧力基準器	四年
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
八～十二　［略］	［略］